



www.town.yamamoto.miyagi.jp

「役場仮庁舎が完成しました！」

(P 10～11に関連記事)

主な内容

- 復興に向けて、着実に前へ
「震災復興計画」の年内策定を目指します！…… 2
- 各課からのお知らせ…… 4
- 避難指示区域を一部解除します…… 4
- 平成23年度暫定予算のあらまし…… 8
- 【保存版】仮庁舎配置図と役場の業務……10
- 税務情報……12
- 上下水道事業所からのお知らせ……18
- くらしの情報……20

本町の被害状況【7月5日現在】

■人的被害

- ・死者 672人(町内での遺体発見数)
※うち、町民601人
- ・行方不明者 20人(町外者除く)
- ・重傷者 9人(救急搬送分)
- ・軽傷者 81人(救急搬送分)

■家屋の被害(7月3日現在)

- ・全壊 2,179棟
※うち、流出1,013棟
- ・大規模半壊 524棟
- ・半壊 473棟
- ・一部半壊 1,019棟

山元町の未来づくりに、町民の英知と総力を結集

「震災復興計画」の年内策定を目指します！

「震災復興計画」の策定に向けて

町では、1日も早い復興を実現するため、復興に向けた町の基本構想やそのなかで取り組むべき事業などを盛り込んだ「震災復興計画」の策定を進めています。

「震災復興計画」は、単に震災以前の状態に復旧するだけでなく、町の将来を見据え、

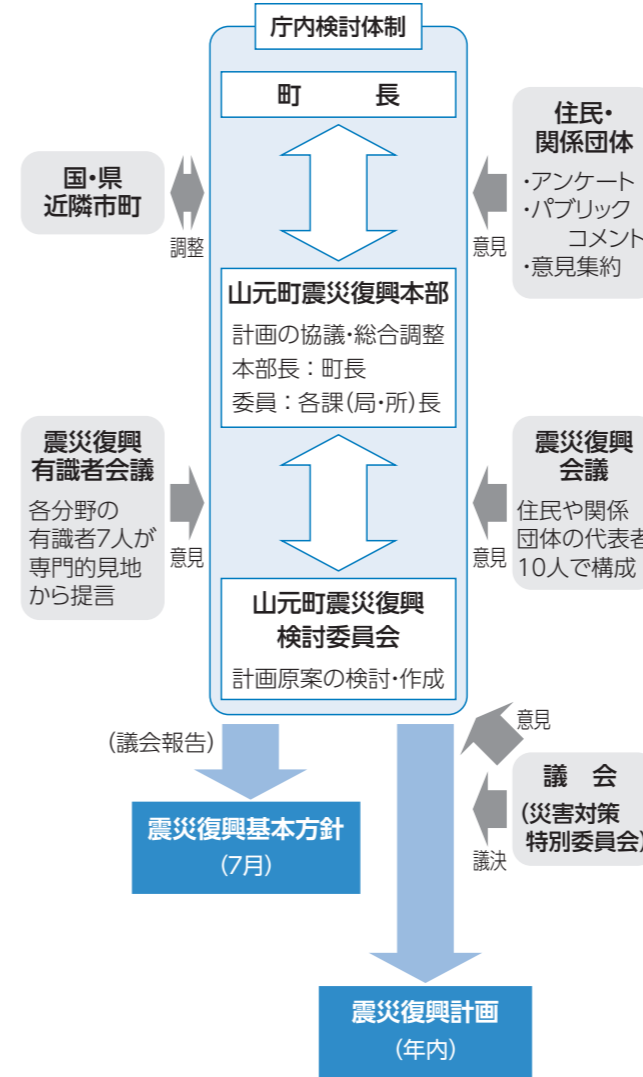
これまで町が抱えてきた保健・福祉、教育、産業振興など、様々な課題に対応した総合的なまちづくりを目指すものとします。

また、計画の策定にあたっては、各分野の有識者が専門的な見地から提言する「震災復興有識者会議」、居住地域や年代の異なる町民の代表者で構成する「震災復興会議」を設置し協議を重ねていくほか、町民の意見を吸い上げる

ためのアンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、広く意見を聴取しながら策定作業を進めていきます【図1】。

なお、今後のスケジュールとしては、町の復興に向けた基本的な考えや土地利用の方針等を表す「震災復興基本方針」を7月末日までに示し、「震災復興計画」は年内の完成を目指しています【図2】。

【図1】山元町震災復興計画策定体制



震災復興有識者会議・震災復興会議の初会合

6月19日(日)、坂元中学校3階視聴覚室を会場に、第1回目となる「震災復興有識者会議」(以下、有識者会議)並びに「震災復興会議」が開催されました。

第1回震災復興有識者会議
町民や震災復興会議メンバーら100人を超える方々が傍聴するなか開催されました。

会議の冒頭、齋藤町長は「町の現状と課題を踏まえ、町民や有識者の意見をより多く取り込んだ計画を策定し、100年先も安心して暮らせる全国のモデルとなるような新たなまちづくりを、町民とともに進めていきたい」と山元町の未来づくりに対する思いを語りました。

会議には、防災、都市計画、建築、医療など各専門分野の

有識者5人が参加。限られた時間のなか、居住地・防災・農業など、多岐にわたる意見や提案がなされたほか、齋藤町長が提唱するコンパクトシティ(※)化や中心市街地の形成の必要性についても言及。また、目の前の復旧だけでなく、既存のコミュニティを考慮しつつ、地域の力を引き出すことを目指した総合的なまちづくりが必要という認識を一同が共有しました。

なお、「有識者会議」については、8月末までに2回程度開催することとしており、今回出された意見や町が提示する案をもとに、協議・検討を進めていく予定です。

※市街地のスケールを小さく保ち、生活に必要な機能を集約することによって、住みやすいまちづくりを目指す考え方

第2回有識者会議の開催日時
7月24日(日)
13時～14時



場所 未定
※別途お知らせします。
※一般の方に公開しますので、ぜひご来場ください。

第1回震災復興会議
有識者会議に引き続き、居住地域や年代の異なる10人の住民代表者で構成する第1回震災復興会議が、自由な意見を述べてもらう観点から非公開で開催されました。

開会にあたり、齋藤町長は「皆さんから率直なご意見をいただき、災害に強く、これまで以上に住みやすいまちづくりを進めていきたい」と挨拶を述べました。

コミュニティ・JＲ・農業など、住民生活に直結する課題や意見が出されました。

今後は、月1回を目安に11月末まで5回程度開催し、具体的な協議・検討を進めていきます。

震災復興推進課 計画調整班
☎3710497(内線271)

構成員

No.	氏名	所属・役職	専門分野
1	今村 文彦	東北大学大学院工学研究科 災害制御研究センター長	防災・津波
2	三部 佳英	宮城県建築住宅センター 理事長	都市および地方計画
3	柳井 雅也	東北学院大学教養学部 地域構想学科教授	経済地理学
4	石井 敏	東北工業大学工学部建築学科 教授	建築・高齢者施設
5	吉川 由美	(株)ダハプランニングワーク 代表取締役	文化・教育・観光
6	清野 仁	国立病院機構宮城病院 院長	医療
7	広田 純一	岩手大学農学部共生環境課程 教授	農業

有識者からの主な意見

話題	内容
住宅	・点在するサービスを集約し、町の核となる拠点の再構築が必要。(石井委員) ・利便性のための集約ではなく、もともとの居住地への思いも大事にすべき。(広田委員)
防災	・堤防などのハード面だけでなく、総合的な防災対策が必要。災害時の情報提供や、全員避難を想定した資材の備蓄、保健などについてのバックアップがあるとよい。(三部委員)
交通	・JR常磐線のルート変更と通勤快速の実施などが進めばよい。(清野委員)
産業	・農業、漁業の再建には、過去の償還金による二重債務や排水といったインフラの整備など、課題がとても多い。(広田委員)
教育	・子供たちの心のケアを、学校のカリキュラムに盛り込んで進めていけたらよい。(吉川委員)
医療	・住民と医療、保健、福祉を含めた協力体制ができるとよい。(清野委員)
まちづくり	・サービスの集約化と住まいの場は別に考えてもいいのではないかと。(石井委員) ・国道6号線の西側を中心としたコンパクトシティの考え方が必要ではないかと。(清野委員)
地域コミュニティ	・さまざまな立場の方が集まる場をつくり、住民の声を拾い、地域コミュニティ主体の復興になるとよい。(広田委員)
復興全般	・特に弱い立場の方々の意見を拾い上げて、いろいろな意見の折り合いをつける必要がある。(石井委員) ・生活者が主体となり、どんな生活がよいか考えることが重要。女性の知恵を復興に生かすべき。(吉川委員)

※今村委員、柳井委員は当日欠席。

委員からの主な意見

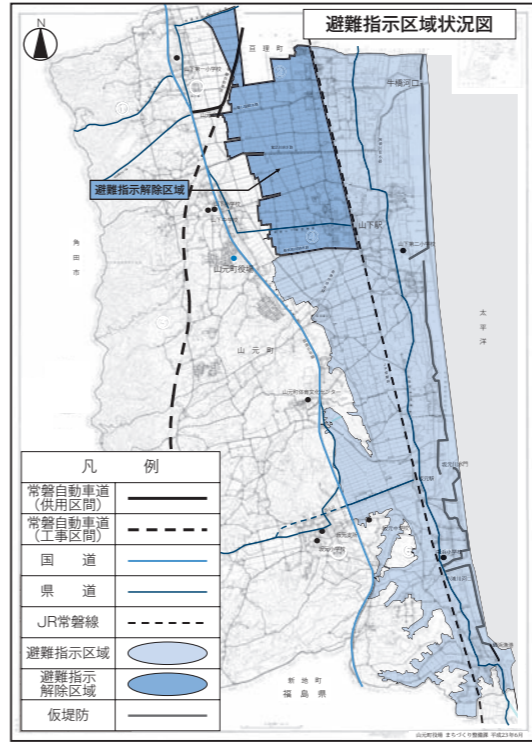
話題	内容
住宅	・元の場所に戻りたいという意見も多いが、戻れないところもある。居住地を第一に求めていきたい。
防災	・県道相馬亘理線のかさ上げが必要では。 ・2メートルしかない仮堤防では頼りない。 ・新しい防潮林に使う樹木は、根っこ強いものにするべき。
交通	・できれば元の位置がよいが、1日でも早くJR常磐線の復旧を望んでいる。 ・JRの復旧が進まない、電車を通勤に使っていた人が町を離れるのではないかと。 ・新たなJR建設までの間の人口減少を、いかに少なくするかが課題。 ・常磐線について近隣の町としっかりと議論してほしい。 ・東北本線の上り線を利用する住民は、乗り換えが多く大変。岩沼駅までの直通のバスを運行してほしい。
産業	・山元町のいちご生産者の組合員が、10分の1以下になった。農地の確保を早くお願いしたい。 ・水田を盛土していちごを作りたい。低い位置では安心して仕事ができない。 ・今まで砂地でいちごを作ってきた農家にとって、山の土での生産は難しい。
教育	・小学校が減るのではないかと、心配。 ・引き続き、子供への心のケアが必要。
医療	・足腰が弱くなったり、認知症が進んでいるお年寄りが多い。心と体両方のケアが必要。
まちづくり	・人と人とのつながり、人と自然とのつながりを大切にしたい。 ・将来、若者が定住できる町にしたい。 ・なるべく多くの人が住みたいと思える町にしたい。
地域コミュニティ	・現実的に住めないところは、行政区単位での移転が必要。
復興全般	・特に土地利用に関しては、早く地域住民へ落としこんで考えるべき。

避難指示区域を一部解除します

今回の大震災により、津波で海岸堤防が破損し、本格的な堤防の早期建設を要望しているところですが、6月30日の仮設堤防(+2.0m)整備完了に合わせ、一部の区域について、避難指示を解除します。

■避難指示が解除される区域(図面参照)

山寺字谷地、大平、平沼、小平、小谷地、下花、大力、堀込、道下、雁田、雁小屋、新田、北坪路、東坪路、高地、西頭無の全部
西牛橋、北泥沼、泥沼、北頭無、頭無のJ.R常磐線の西側部分



■「応急修理制度を活用ください」

避難指示が解除された区域については、大震災により全壊、大規模半壊、または半壊となった住宅で「応急修理制度」を活用することができま

す。
ご自宅の修理等をご検討の方、対象となる世帯や所得制限、限度額などの詳細については、左記にお問い合わせください。
☎まちづくり整備課 施設管理班
☎37-1111(内線266)

津波浸水地域の建築制限を実施します

町では、復興に向けたまちづくりの方針を定め、その後実施される事業などに支障をきたすことがないよう、建築物の無秩序な建築を防止するため、津波により浸水した一部の地域について、建築制限を行うこととしました。

1 制限する区域

- ・浅生原字館新田の一部
- ・山寺字町下、桜木、頭無、大平、雁小屋、雁田、北頭無、北泥沼、小平、小谷地、新田、高地、泥沼、西牛橋、平沼、道下の各一部
- ・山寺字北坪路、谷地、西頭無、東坪路の全部

2 制限する期間

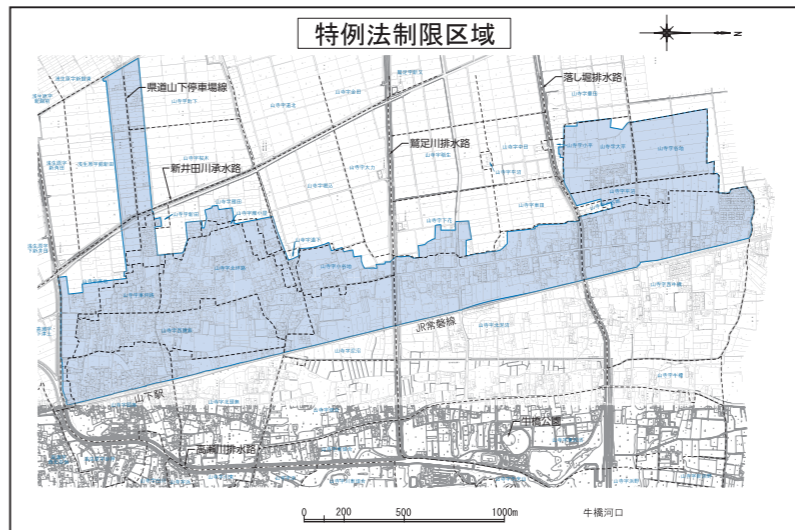
7月1日～9月11日
※復興計画策定の進捗状況に応じて、さらに2カ月延長する場合があります

3 制限の内容

- 1) 新築・増築などの建築行為を禁止します。修繕やリフォームについては対象とはなりません。
- 2) 禁止となる「建築行為」とは、建築基準法上の建築を言い、次の4つが該当します。
 - ① 新築 さら地に建築物をつくること。
 - ② 増築 既存の建築物の面積を増やすこと。
 - ③ 改築 従前の用途、規模、構造が著しく異ならな

- ④ 移転 同じ敷地内で建築物を移動すること(曳家など)。
- (3) 次に掲げる建築物については対象とはなりません。
 - ① 停車場、官公署、その他これらに類する公益上必要な

- 用途に供する、応急仮設建築物
- ② 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- ③ その他町の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物



今回の制限は、鉄道や道路などの公共施設の整備と合わせ、既存の住宅地の居住環境の改善を図るなど、「復興まちづくり」の観点から、必要と判断しました。
詳しくは左記へお問合せください。
☎震災復興推進課 計画調整班
☎37-10497(内線271)

ご遺体が発見されていない場合の死亡届の取り扱い

東日本大震災で被災された方で、ご遺体が発見されていない方についても、死亡の届出をすることができるようになりました。

届出には、「死亡届書」(町民生活課で交付)と届け出る方の「印鑑」のほか、以下の書類をご用意ください。

- 「ご用意いただく書類」
 - (1)届出人の「申述書」(用紙は町民生活課で交付)
 - (2)死亡したと考えられる方の被災状況を現認した者等の申述書(用紙は町民生活課で交付)
 - (3)在勤証明書または在学証明書等の死亡したと考えられる方が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを

証明書類を提出した場合は、死亡届を提出した旨を認める旨の証明書を提出し、死亡の事実を認定

強く推測させる客観的資料(4)警察等からの事件本人の行方が判明していない旨の公的機関の証明書または報告書

(5)その他参考となる書面(例:僧侶等が葬儀をした旨の証明書等)

窓口に死亡届を受け付けるためには、少なくとも(1)の書類をご用意していただく必要がありますが、(2)から(5)までの書類についても、可能な限り「ご用意いただくようお願いいたします」。

※(1)と(2)の用紙は、町民生活課の窓口で交付しているほか、法務省のホームページからダウンロードできます。

■手続きに関する留意事項

○窓口に死亡届を提出した場合は、死亡の事実を認定

山元町合同慰霊祭開催のお知らせ

東日本大震災の犠牲となられた方々の御霊を慰め、残されたご遺族の悲しみを癒すとともに、犠牲となられた方々に対し新たな町の復興を誓うことを目的に、次により開催します。

日時 8月11日(休) 14時～

場所 山下中学校体育館

※開催内容の詳細については、広報8月号・町ホームページ・りんごラジオ(80.7MHz)でお知らせします。

☎総務課
☎37-1111(内線211)

被災により、住宅、家財、その他の財産についておむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除(2月～6月分)になります。免除申請手続きは7月末日までに行ってください。

被災者に対する国民年金保険料の全額免除

死亡の届出を受けてから審査および戸籍の記載には、10日程度の時間を要しますが、この間は事件本人の戸籍や住民票については取得できなくなりますのでご理解ください。

なお、死亡届が受理(戸籍に記載)されると、相続が発生し、あらゆる法律関係を整理・清算する必要が生じますので、死亡届を提出するにあたっては、親族など関係者と十分にご相談ください。

☎町民生活課 窓口班
☎37-1112(内線124)

なお、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。

要介護認定の有効期間を12カ月間延長します

山元町では、震災後に要介護認定等の更新時期が達する方に対し、有効期限を12カ月間延長します。

対象となる方は次のとおりです。
○要介護認定の有効期間が平成23年7月30日から平成24年3月31日までに満了日を迎えられる方

なお、有効期間の延長に該当される方は、認定の延長通知と新しい保険証を期限の1カ月前に送付しますので、従来の更新申請書の提出は必要ありません。

要介護認定の有効期間を12カ月間延長します

要介護認定の有効期間が平成23年7月30日から平成24年3月31日までに満了日を迎えられる方

※延長期間中に要介護(要支援)状態が変化した場合、区分変更申請ができますので、担当のケアマネジャー、もしくは保健福祉課、地域包括支援センターに相談してください。

☎保健福祉課 介護班
☎37-1113(内線148)
☎37-1113(内線148)
☎37-13901(内線132)

山元町職員(初級)募集

町では、平成24年度採用の職員を募集します。
職種および採用予定人員
行政職(初級)若干名
受験資格
平成24年4月2日から平成24年4月1日までに生まれ

採用年月日
平成24年4月1日
受付期間
7月1日(金)～8月16日(火)
※土・日、祝日を除く、8時30分～17時

試験期日
第1次試験 9月18日(日)
試験会場 仙台大学(柴田町)
第2次試験 10月下旬
試験会場 山元町役場

申し込み手続き等
所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。
※申込用紙は総務課に請求のこと
※採用試験案内は、町ホームページからダウンロードできます。

☎総務課 総務班
☎37-1111(内線212)

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

■保険証が新しくなります
現在お持ちの後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)は有効期限が7月31日までになっています。

新しい保険証は、今月中に郵送する予定ですが、東日本大震災の影響により、お手元に届くのが8月上旬になる場合もあります(※)。

新しい保険証の色は、これまでの緑色からオレンジ色に変わります。8月1日以降に医療機関等にかかるときは、窓口でオレンジ色の保険証を忘れずに提示してください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証について
平成23年7月31日が有効期限の認定証をお持ちの方で、8月1日以降も認定の要件を満たしている方には、認定証を新しい保険証に同封して郵送します(※)。8月以降に医療機関に入院の際には、保険証と一緒に医療機関の窓口へご提示ください。

■保健福祉課 健康づくり班
☎37-1113(内線146)
宮城県後期高齢者医療広域連合
☎022-266-1021

■8月1日から高齢受給者証が更新となります
国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方が現在お持ちの高齢受給者証は、有効期限が7月31日までとなっています。

新しい高齢受給者証は7月下旬に郵送します(※)ので、8月1日以降に病院等で受診される際は、保険証と一緒に新しい高齢受給者証をご提示ください。

※住所を移さずに避難されている方は保険証が届かない場合がありますので、住民登録している市町村に避難先のご住所をお届けください。

■保健福祉課 健康づくり班
☎37-1113(内線146)

予防接種に関するお知らせ

予防接種法の一部改正により、次のとおり取り扱いが変更になりましたのでお知らせします。

■麻しん風しん(MR)の予防接種
修学旅行や学校行事として海外に行く場合に限り、高校2年生相当の年齢の方も麻しん風しん(MR)の予防接種が受けられます。(平成24年3月31日まで)

■日本脳炎の予防接種

日本脳炎の予防接種の差し控えにより、接種機会を逸した方(平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた方)で、1期・2期の接種が終わっていない方は、20歳未満までの間、接種を受けることができます。

■東日本大震災の特例

東日本大震災の発生により、やむを得ないと認められる場合には、定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった方について、平成23年8月31日までの間は定期の予防接種として接種を受けることができます。

以上に該当し、接種を希望する方は、事前に予防票の交付と接種医療機関についての説明を行いますので、保健福祉課までお越しください。なお、受付は平日8時30分〜17時15分までとなります。

■保健福祉課 健康づくり班
☎37-1113(内線144)

粗大ごみ受入曜日等の変更

ご家庭で不要となった粗大ごみの出し方については、先月発行の広報やまもと臨時第4号でお知らせしたところですが、受入曜日等が変更にな

りましたので改めてお知らせします。

■受入場所
・名取クリーンセンター
・岩沼清掃センター
■受入曜日(変更前→変更後)
木曜日↓月曜日
金曜日
■受入時間
9時〜11時30分
13時〜16時

なお、自分で搬入することができない場合は、左記をご利用ください。

○代行運搬を利用する(8月1日)
※電話(☎37-3410)で予約していただくと、巨理名取共立衛生処理組合が自宅まで収集に伺います。

○許可業者に依頼する
※ごみ収集カレンダー巻末の「一般廃棄物収集運搬業者」に依頼してください。

※いずれの場合も有料となります。

■巨理名取共立衛生処理組合
☎22-1717
☎37-1112(内線122)
町民生活課 生活班

町民バス「ぐるりん号」運行路線等の改正

町民バス「ぐるりん号」は4月2日より暫定路線での運行を再開していますが、7月

1日の避難指示区域の一部解除に伴い、7月19日から運行路線および運行時刻を改正します。詳しくは、各戸へ配付する時刻表をご覧ください。

なお、料金は当分の間、無料です。

生涯学習課からのお知らせ

■生涯学習施設および社会体育施設の状況について
現在、避難所運営等で使用している状況にあり、当面は利用できません。大変申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いします。

■常磐道建設に伴う遺跡発掘調査再開
常磐道早期開通を目指し、常磐道施工路線内の遺跡発掘調査を7月から再開しました。今年度は、山寺地区的場遺跡・石垣遺跡(少年の森付近)から調査を行っています。調査している遺跡の概要等については、広報等で随時お知らせします。

■生涯学習課 生涯学習班
☎37-5116(内線423)

環境放射能測定情報

町では、5月13日から町内3地点(◎)で空間放射線量の測定を行っています。

さらに現状を把握し、具体的な数値を示すことで町民の皆様の安心につなげたいとの考えから、6月16日から測定地点を14地点(※)に増やし、毎日測定を行っています。

測定結果は、町ホームページや携帯サイトで公開中です。なお、現在のところ、健康に影響を与える数値ではありませんのでご安心ください。

皆さん、正しい情報のもと、冷静な対応をとることが大切です。

東日本大震災記録写真・映像をご提供ください!

町では、東日本大震災に関わる記録を広く収集し、多くの町民の尊い命を奪った大震災の記憶を風化させることなく、後世に引き継いでいくとともに、今後の防災対策の参考資料として活用することを目的に、東日本大震災記録写真・映像を次のとおり広く公募します。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

■公募内容

町内で撮影した地震発生時や津波の様子、被災状況等を記録した写真や映像

■提供方法等

○デジタルカメラで撮影した写真データ(JPEG形式)をCD-R等電子記録媒体に複製し、東日本大震災記録写真・映像提供承諾書を添付のうえ、持参または郵送、Eメールのいずれかの方法でご提供ください。

○ビデオカメラ等で撮影した映像をDVDなど電子記録媒体に複製し、東日本大震災記録写真・映像提供承諾書を添付のうえ、持参または郵送のいずれかの方法で、ご提供ください。

※東日本大震災記録写真・映像の提供に係る公募要項、提供承諾書は、町ホームページからダウンロードできます。

■提出先

①持参または郵送の場合
〒989-2292 亘理郡山元町浅生原字作田山32番地

山元町総務課 安全対策班(広報担当)あて
※郵送の場合には、「東日本大震災提供写真(映像)」と明記ください。

②Eメールの場合(写真のみ)
info@town.yamamoto.miyagi.jp
※件名に「東日本大震災提供写真」と明記ください。
※受信環境の都合上、1件あたりデータサイズを5MB以下で送信ください。

③その他留意事項

○提出の際には、東日本大震災写真(映像)提供票に撮影者氏名・住所・連絡先・撮影日時・撮影場所・撮影時の状況等必要事項を記入のうえ、同封してください。

○提供いただいた電子記録媒体は、返却しませんのでご了承ください。

☎総務課 安全対策班
☎37-1111(内線217)

※測定地点

山下第一小、山下小、坂元小、山下中、坂元中、山元支援学校、北保育所、やまもと幼稚園、役場(◎)、坂元支所(◎)、中央公民館、少年の森、工房地球村、中山区内(◎)

☎総務課 安全対策班
☎37-1111(内線214)
http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/genpatu/housyasen.html

選挙管理委員会委員異動のお知らせ

5月31日付で横山委員長が退職したことに伴い、次のとおり委員の異動がりました。

【新】委員長 渡部 侑
委員長職務代理者 太田 勝

委員 佐藤 好宏

委員 三宅 京子

委員長 横山 俊三

委員長職務代理者 渡部 侑

委員 太田 勝

委員 佐藤 好宏

委員 横山 俊三

委員 渡部 侑

委員 太田 勝

委員 佐藤 好宏

委員 横山 俊三

委員 渡部 侑

委員 太田 勝

委員 佐藤 好宏

委員 横山 俊三

委員 渡部 侑

委員 太田 勝

平成23年度 暫定予算のあらまし

平成23年度の当初予算は、暫定予算(注1)として編成しました。今回、大震災前、議会に提案した当初予算案は、齋藤町長が初めて編成した公約実現予算でありました。しかし、3月11日の大震災によって、同日に議会が閉会となり、提案中の予算案が廃案となったことから、行政の中断を防ぐため、一般会計予算および各特別会計予算並びに公営企業会計予算について、町長が暫定予算として、専決処分(注2)したものです。期間は、半年間(6カ月)と定め、この間の経常経費等と災害関連費をその主な内容とし、去る5月19日の臨時議会で承認されたものです。また、その後の大震災対策の拡大にあわせ、災害関連経費を6月議会で追加補正をしています。なお、暫定予算は、9月末までの経費を措置していることから、あらためて9月定例議会に町長公約実現の政策的予算なども含めた本予算を編成して提案する予定です。

一般会計 当初暫定予算

一般会計の当初暫定予算額は、経常的経費と災害関連経費を合わせ、総額111億9,535万円です。そのうち災害関連経費は、災害救助費(78億4,931万円)および災害復旧費(3億5,174万円)であり、その財源の大部分は、国庫補助金および町債で賄う予定です。

6月補正予算

一般会計の6月補正の追加暫定予算額は、68億9,437万円で、主な内訳は、災害救助費(応急仮設住宅建

用語解説

暫定予算(注1)

暫定予算とは、本予算成立までの「つなぎ」として、政策的経費を除き、人件費や施設の維持管理費など支出義務が生じる経費などに限定して編成するものです。※今回は6カ月間分を計上

専決処分(注2)

本来、議会の議決・決定を経なければならない事柄について、議会が成立しない時や会議を開くことができない時などに、地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づき、自ら議会に代わって補充的に決定処分することで、次の議会時に報告して承認を得るものです。

設の追加)や災害廃棄物の処理経費(43億2,640万円)および公共施設災害復旧事業(14億1,543万円)経費、緊急雇用関係経費(1億9,449万円)であります。この財源は、当初暫定予算同様、国庫補助金や町債および財政調整基金の取り崩しをもって賄うこととしており、この補正追加により、暫定予算の総額は、180億8,973万円(前年度比 343.0%)となっております。

一般会計当初暫定予算

【歳入】 (単位:千円)				【歳出】 (単位:千円)			
項目	予算額	構成比(%)	前年度比(%)	項目	予算額	構成比(%)	前年度比(%)
町税	624,893	5.6%	48.5%	議会費	46,468	0.4%	46.3%
地方譲与税	27,501	0.2%	30.7%	総務費	464,113	4.1%	64.4%
地方消費税交付金	68,900	0.6%	53.4%	※民生費	8,577,059	76.6%	554.7%
ゴルフ場利用税交付金	8,200	0.1%	30.7%	衛生費	168,087	1.5%	48.6%
自動車所得税交付金	9,501	0.1%	33.3%	労働費	41,940	0.4%	58.4%
地方特例交付金	25,500	0.2%	101.6%	農林水産業費	55,409	0.5%	19.4%
地方交付税	2,220,800	19.8%	97.0%	商工費	53,769	0.5%	81.8%
分担金及び負担金	26,583	0.2%	46.6%	土木費	293,863	2.6%	57.0%
使用料及び手数料	18,737	0.2%	46.1%	消防費	178,728	1.6%	71.5%
国庫支出金	6,735,812	60.2%	2,215.5%	教育費	324,733	2.9%	70.7%
県支出金	860,185	7.7%	257.3%	※災害復旧費	351,748	3.1%	5,882.1%
繰入金	265,102	2.4%	73.9%	公債費	422,889	3.8%	55.4%
諸収入	126,470	1.1%	100.1%	予備費	199,050	1.8%	1,990.5%
町債	163,000	1.5%	849.5%	その他	17,501	0.2%	875,050.0%
その他	14,173	0.1%	64.9%	合計	11,195,357	100.0%	217.8%
合計	11,195,357	100.0%	217.8%				

※前年度比については、暫定予算(6カ月)と年間予算との比較となっていることから、参考値です。
※民生費・災害復旧費に、主な災害関連予算が計上されています。

一般会計暫定6月補正予算

【歳入】 (単位:千円)				【歳出】 (単位:千円)			
項目	予算額	構成比(%)	前年度比(%)	項目	予算額	構成比(%)	前年度比(%)
国庫支出金	5,288,895	76.7%	381,869.7%	議会費	25,065	0.4%	0.0%
県支出金	194,493	2.8%	5,443.4%	総務費	28,631	0.4%	56.1%
繰入金	393,144	5.7%	319.3%	※民生費	549,000	8.0%	0.0%
諸収入	21,741	0.3%	315.1%	※衛生費	4,344,404	63.0%	254,919.2%
町債	995,800	14.5%	0.0%	労働費	194,493	2.8%	4329.8%
その他	301	0.0%	0.0%	農林水産業費	1,500	0.0%	40.6%
合計	6,894,374	100.0%	5,128.6%	消防費	7,500	0.1%	0.0%
				※教育費	16,022	0.2%	80.3%
				※災害復旧費	1,415,430	20.5%	0.0%
				公債費	12,329	0.2%	0.0%
				予備費	300,000	4.4%	0.0%
				合計	6,894,374	100.0%	5128.6%

※前年度比については、暫定予算(6カ月)と年間予算との比較となっていることから、参考値です。
※民生費、衛生費および教育費・災害復旧費に、主な災害関連予算が計上されています。

当初・6月補正までの暫定予算総計

予算額	構成比(%)	前年度比(%)
18,089,731	—	343.0%

一般会計暫定予算総額のうち、主な災害関連予算

【主な災害関連予算の合計】 (単位:千円)			【衛生費のうち災害廃棄物処理・防虫関係】 (単位:千円)		
予算額	備考		項目	予算額	内訳
14,623,122	一般会計暫定予算総費に占める割合 80.8%		防疫業務医薬品購入事業	18,000	浸水区域内の衛生害虫駆除医薬品の購入経費
【民生費のうち災害救助費の内訳】 (単位:千円)			【災害復旧費】 (単位:千円)		
項目	予算額	内訳	項目	予算額	内訳
災害救助費	5,417,519	遺体の搜索経費 2,738,200	災害廃棄物処理事業	4,326,404	1次仮置き場業務委託、被災建物解体工事および緊急現場から1次現場への分別収集等の経費
		遺体処理・埋葬関係経費 166,985			
		避難所・炊出し関係経費 236,738			
		応急仮設住宅建設関係経費 1,689,022			
		被災住宅の応急修理関係経費 416,000			
その他の経費 170,574					
災害弔慰金給付費関係	2,980,800	災害弔慰金給付関係経費 2,800,000	小計	4,344,404	
		災害見舞金給付関係経費 12,500			
		負傷・損害見舞金給付関係経費 168,300			
小計	8,398,319				
【教育費その他の災害関連経費】 (単位:千円)					
項目	予算額	内訳			
総務費	80,000	仮庁舎リース料や役場駐車場整備に要する経費	公共土木施設単独災害復旧	16,248	公共土木施設応急復旧業務および公共土木施設応急復旧工事
その他(諸支出金)	17,500	災害援護資金貸付に要する経費	公共土木施設補助災害復旧	641,330	道路災害および河川災害復旧工事
教育費	15,721	被災児童・生徒等就学援助に要する経費	住宅施設災害復旧	15,300	建物・工作物修繕および公営住宅被害調査業務
小計	113,221		農業用施設単独災害復旧	9,205	応急復旧重機借上料等
			農業用施設補助災害復旧	823,100	農業用施設災害復旧工事
			漁港災害復旧	1,565	磯浜漁港被災実態調査
			公立学校施設災害復旧	225,430	公立学校施設災害復旧工事等
			消防施設災害復旧	35,000	消火栓災害復旧工事負担金および防災無線屋外子局仮復旧工事
			小計	1,767,178	

問 企画財政課 財政班 ☎ 37-1118 (内線222)

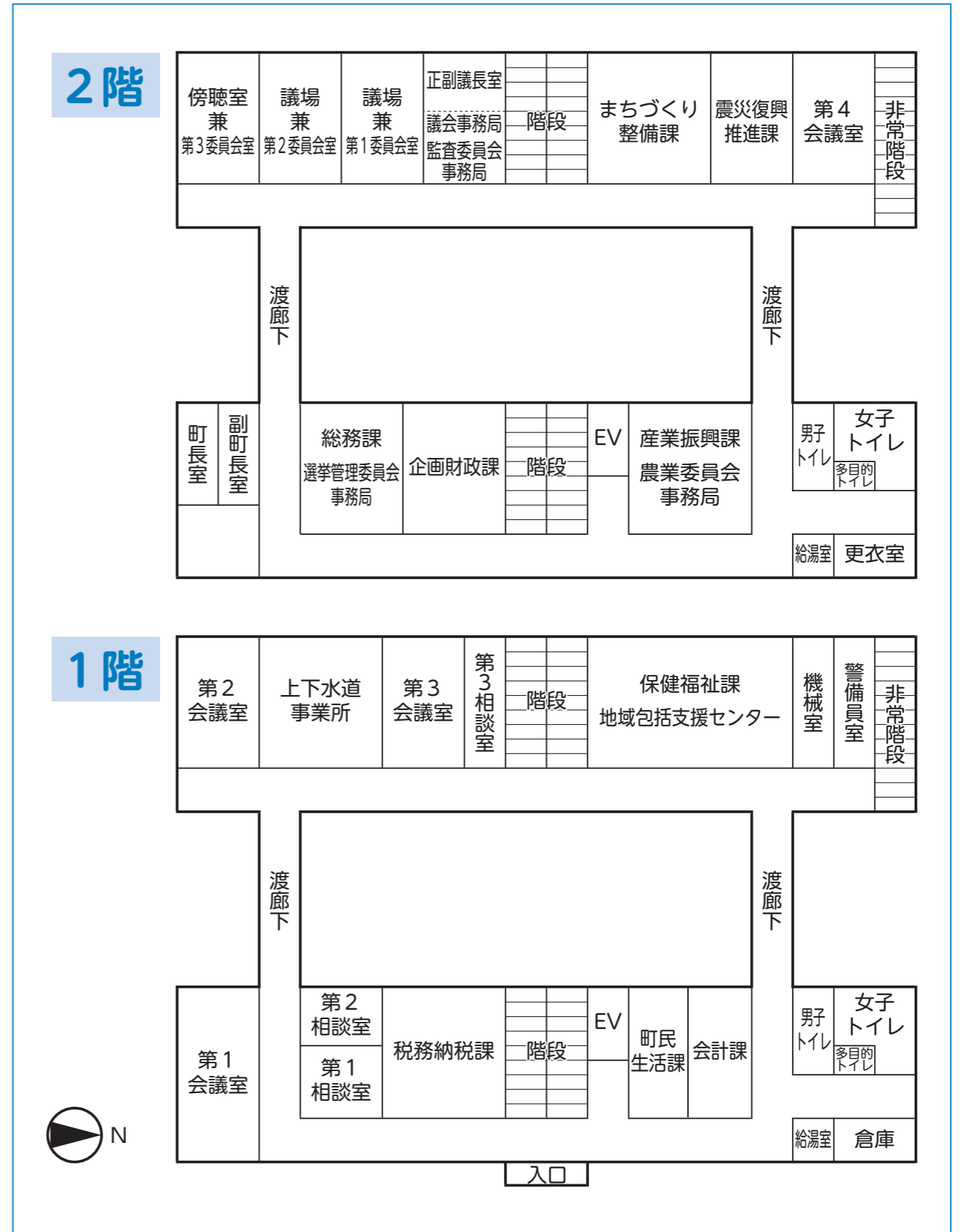
町では、本庁舎南側に建設していましたが7月上旬に完成したことに伴い、7月19日(火)から、当面仮庁舎で役場業務を行うこととなりました。
このコーナーでは、あらためて各課の業務をお知らせするとともに、仮庁舎内各課・各室の配置をご紹介します。

平成23年6月1日現在

※とりはずしてご利用ください

課名等	班名	主な担当事務
総務課 ☎37-1111	総務班	秘書、文書、情報公開および個人情報保護、法規、人事、給与、陳情、請願
	安全対策班	消防、防災、交通安全、防犯、国民保護、広報
企画財政課 ☎37-1118	企画班 (行政改革推進班)	町の企画および総合調整、管財、総合計画、広域行政、広聴、町民バス、男女共同参画、各種統計、電算、姉妹都市、庁舎等管理、公有財産
	財政班	財政全般、予算の編成、契約業者指名、入札執行
震災復興推進課 ☎37-0497	計画調整班	震災復興計画
税務納税課 ☎37-1114	課税班	町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の賦課
	納税班	町税等の収納および滞納整理、納税貯蓄組合、口座振替
町民生活課 ☎37-1112	窓口班	戸籍、住民票、各種証明書、国民健康保険の資格得喪、印鑑登録、外国人登録、国民年金、原動機付自転車の廃車・登録・仮ナンバー申請
	生活班	町民相談、消費者行政、人権擁護、環境衛生、廃棄物処理・清掃、公害防止、自然保護、墓地の改廃、定住促進、自衛官募集、結婚相談
保健福祉課 ☎37-1113	福祉班	障害者福祉、高齢福祉、児童福祉、保育、子育て支援、生活保護、災害援護、子ども手当、児童扶養手当、児童クラブ、民生委員、日赤、遺族援護
	健康づくり班	健康づくり及び病予予防、住民検診、予防接種、献血、地域医療、狂犬病予防、栄養指導、出産一時金、国民健康保険、老人医療、長寿医療(後期高齢者医療)
	介護班	要介護(支援)認定、介護保険
	保育班 保育所	保育、子育て支援
地域包括支援センター ☎37-3901	総括班	高齢者および障害者の総合相談・支援、介護保険サービスの指導
産業振興課 ☎37-1119	農政班	農林業振興、農林業技術・経営指導、農林業関係諸団体指導育成、農作物の病虫害防除対策、米穀の生産調整
	地域振興班	企業誘致、商業・工業振興、水産業振興、観光物産、労働
まちづくり整備課 ☎37-5111	整備班	町道・河川の新設改良、都市計画、開発指導、農村基盤整備、農林水産業施設の維持管理および改良
	施設管理班	道路・河川・都市公園等の維持管理、建築行政、町営住宅、境界立会い
上下水道事業所 ☎37-1120	庶務班	水道の使用開始・中止、上下水道料金の算定収納
	施設班	上水道施設の整備管理、浄化槽設置事前協議
坂元支所 ☎38-0301	総括班	戸籍、住民票、各種証明書、国民健康保険の各種申請、長寿医療(後期高齢者医療)、印鑑登録、国民年金、原動機付自転車等の申請、福祉関係の各種申請
会計課 ☎37-1116	会計班	出納事務
学務課 ☎37-5115	総務班	公立学校、奨学金、就学援助、教育相談
		小学校5校・中学校2校
生涯学習課 ☎37-5116	生涯学習班	生涯学習、芸術文化、文化財保護、国際交流、体育振興
	公民館班	各種教室、講座等の開催、老人クラブ
		中央公民館、坂元公民館、勤労青少年ホーム、町民体育館、町民プール、歴史民俗資料館、深山山麓少年の森、ふるさと伝承館
議会事務局 ☎37-5114	議事班	議会事務、請願・陳情
監査委員会事務局 ☎37-5114		監査事務
農業委員会事務局 ☎37-5117	総務班	農地の売買・転用・貸借・贈与等、農業者年金
選挙管理委員会事務局 ☎37-1111		選挙事務

仮庁舎配置図と役場の業務



※教育委員会(教育長室・学務課)は、勤労青少年ホーム(1階講義室)に移動しました。
※生涯学習課は、これまでどおり中央公民館事務室で業務を行います。

■ 固定資産税

納税義務者でその所有する固定資産税の損害の程度により平成23年度分を減免します。

○土地

損害の程度	減免の割合
被害面積(作付制限区域の水田含む※)が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

※水稲の作付制限区域内の水田で、当該年度に水稲、または転作作物の作付けを行わなかった水田

○家屋

損害の程度	減免の割合
全壊であるとき	全 部
大規模半壊であるとき	10分の8
半壊であるとき	10分の6

○償却資産

損害の程度	減免の割合
価格の10分の10の価値を減じたとき	全 部
価格の10分の6以上10分の10未満の価値を減じたとき	10分の8
価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

■ 国民健康保険税

平成23年3月11日以降に納期の末日が到来する平成22年度(平成23年2月以降国保資格分)および平成23年度に課する当該年度分を減免します。(次の(1)から(5)のうち、最も減免額の多いものとなります)

(1)納税義務者が災害により下記のいずれかに該当することとなったとき

区 分	減免の割合
死亡したとき	全 部
行方不明のとき	全 部
地方税法(昭和25年法律第266号)第292条第1項第9号に規定する障害者になったとき	10分の9

(2)納税義務者(納税義務者の控除対象配偶者および扶養親族含む)の所有する住宅等が半壊以上であるもので、平成22年中の合計所得金額が次の表に規定する範囲であるもの

合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下であるとき	大規模半壊以上または長期避難世帯	全 部
	半 壊	2分の1
500万円を超え750万円以下であるとき	大規模半壊以上または長期避難世帯	2分の1
	半 壊	4分の1
750万円を超えるとき	大規模半壊以上または長期避難世帯	4分の1
	半 壊	8分の1

東日本大震災に伴う町税の減免条例を制定

東日本大震災の被災者の負担軽減を図ることを目的に制定した町民税、固定資産税および国民健康保険税に係る減免条例の概要をお知らせします。

■ 減免の申請

平成23年8月の納付書発送後から各税の減免申請をまとめて、仮設住宅集会所などで申請受付を行います。申請には、納付書に同封します申請書用紙に必要事項を記入いただくほか、添付書類・写真などがありますので、日程と併せて別途お知らせします。

また、り災証明書の損害の程度が半壊以上の方は、申請があったものと見なしますのであらためて申請書の提出の必要はありません。

■ 個人町民税

減免対象者および減免割合(次の(1)から(3)のうち、最も減免額の多いものとなります)に応じて平成23年度に課する当該年度分を減免します。

(1)納税義務者が災害により下記のいずれかに該当することとなったとき

区 分	減免の割合
死亡したとき	全 部
行方不明のとき	全 部
地方税法(昭和25年法律第266号)第292条第1項第9号に規定する障害者になったとき	10分の9

(2)納税義務者(納税義務者の控除対象配偶者および扶養親族含む)の所有する住宅等が半壊以上であるもので、平成22年中の合計所得金額が次の表に規定する範囲であるもの

合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下であるとき	大規模半壊以上または長期避難世帯	全 部
	半 壊	2分の1
500万円を超え750万円以下であるとき	大規模半壊以上または長期避難世帯	2分の1
	半 壊	4分の1
750万円を超え1,000万円以下であるとき	大規模半壊以上または長期避難世帯	4分の1
	半 壊	8分の1

※住宅等とは、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族(以下「自己等」という)が常時起居する住宅をいう(国民健康保険税も同様)。

※損害の程度の「半壊・大規模半壊・全壊」とは、り災証明書に記載されている被害の程度で認定します(固定資産税(家屋)・国民健康保険税も同様)。

(3)納税義務者の平成23年中の見積り所得金額が平成22年中の合計所得金額と比べて減少した場合で、この減少額が平成22年中の合計所得金額の10分の3以上であるもので、平成22年中の合計所得金額が次の表に規定する範囲であるもの

合計所得金額	減免の割合
500万円以下であるとき	全 部
500万円を超え750万円以下であるとき	10分の8
750万円を超えるとき	10分の6

請の期限も10月24日まで延長されます。

◇被災代替自動車の軽自動車税非課税措置について

東日本大震災により滅失または損壊した自動車及び軽自動車の代わりに軽自動車(原動機付自転車、軽二輪・三輪・四輪自動車、二輪の小型自動車、農耕用等)を取得した場合、申請により平成23年度から平成25年度の3年間、軽自動車税が非課税になります。

○非課税措置の対象者

- 被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が同一の場合のみ非課税措置の対象となります。
- ※被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が異なる場合は、下記のケースのみ非課税措置の対象となります。
 - 被災自動車の所有者が亡くなっており、代替自動車を当該所有者の相続人が取得する場合
 - 被災自動車または代替自動車をローン契約により取得し、ローン会社やディーラーが所有者となっている場合
 - 法人が被災自動車の所有者であって、当該法人の新設合併法人・吸収合併法人等が代替自動車を取得する場合

○申請に必要な書類

- (1)軽自動車税非課税申請書(納税通知書に同封します)
 - (2)滅失または損壊した自動車または軽自動車がか被災自動車であることを証する書類(「被災車両」の記載がある登録事項等証明書・検査記録事項等証明書、自動車取得税非課税証明書、被災届出兼証明願等のいずれか1つ)
 - (3)代替自動車の自動車検査証
 - (4)印鑑(認め印で結構です)
- ※(2)の書類で、登録事項等証明書及び検査記録事項等証明書とは、自動車・軽自動車を抹消登録する際に運輸支局及び軽自動車検査協会が発行する書類で、抹消登録する際に被災届出兼証明願を提出することによって、「被災車両」と記載されます。

○追加書類が必要な場合

- 被災自動車の所有者が亡くなっている場合 → 戸籍謄本
- 本人・同居の家族以外の申請の場合 → 委任状

※被災自動車1台につき、代替自動車1台が非課税となります。

※軽自動車税非課税申請手続きについては、町県民税や固定資産税等の減免申請手続きと併せて行いますので、必要書類だけ準備してお待ちください。

☎税務納税課 課税班 ☎37-1114(内線152)

■ 県税

◇被災した家屋に代わる家屋等を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

大震災により滅失・損壊した家屋(被災家屋)に代わる家屋を取得した場合、または被災家屋の敷地に代わる家屋用の土地を取得した場合には、その家屋や土地が所在する都道府県の認定を受けることにより、それぞれ、被災家屋、被災家屋の敷地の面積分の不動産取得税は課されません。

◇被災した自動車の代替自動車に係る自動車取得税・自動車税の非課税

大震災により滅失・損壊した自動車の所有者の方が、その自動車の代わりに自動車(代替自動車)を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得し、取得した代替自動車を主に定置する都道府県の認定を受けた場合には、自動車取得税および平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となります。

また、平成23年3月11日から現在までの間に、既に代替自動車を取得された方は、代替自動車を主に定置する都道府県に申請することにより、納付した自動車取得税の還付を受けることができます。

なお、大震災により滅失・損壊した自動車には、自動車税は課されません。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳しい内容や手続き、震災に関する地方税の取り扱いについては次までお問い合わせください。

☎仙台南県税事務所 ☎022-249-4098 / 税務納税課 ☎37-1114(内線152)

(3)納税義務者の平成23年中の見積所得金額が平成22年中の合計所得金額と比べて減少した場合で、この減少額が平成22年中の合計所得金額の10分の3以上であるもので、平成22年中の合計所得金額が次の表に規定する範囲であるもの

合計所得金額	減免の割合
500万円以下であるとき	全 部
500万円を超え750万円以下であるとき	10分の8
750万円を超えるとき	10分の6

(4)福島第一原子力発電所の事故による指示対象区域のため避難または退避を行った方、計画的避難区域および緊急時避難準備区域の指示対象となっている方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるとき

合計所得金額	減免の割合
500万円以下であるとき	全 部
500万円を超え750万円以下であるとき	2分の1
750万円を超え1,000万円以下であるとき	4分の1

(5)災害による生計維持者以外の被保険者の行方が不明であるときには、年税額から行方不明者を除いて計算した税額との差額を減免する。

■ 法人町民税

- 町内に所在する事務所・事業所等がすべて「津波により甚大な被害を受けた区域内」(地方税法附則第55条)にあるときは、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する事業年度に係る町民税均等割額を全額免除する。
- 震災により資本(出資)金の2分の1以上の額の損害を受けたときは、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する事業年度に係る町民税法人税割額の10%を減免する。
- 申請手続き:確定申告書を提出する際に必要書類を添えて申請書を提出してください。

☎税務納税課 課税班 ☎37-1114(内線152)

被災された方への税軽減措置に関するお知らせ

大震災により住宅や家財、自動車などに被害を受けられた方は、町・県・国税等について、次のような軽減措置等を受けられます。

■ 町税

◇被災した車両について

東日本大震災により滅失または損壊した軽自動車(原動機付自転車、軽二輪・三輪・四輪自動車、二輪の小型自動車、農耕用等)について、平成23年度以降の軽自動車税は課税されません。税務納税課窓口および災証明受付窓口で税止めの申請を受け付けていますので、まだ届出がお済みでない方は手続きをお願いします。なお、税止め手続き以外に、別途、廃車抹消手続きが必要になります。

◇軽自動車税の課税の延期について

平成23年度の軽自動車税納税通知書の発送は8月15日を予定しており、納期限は10月31日となります。これに伴い、軽自動車税納税証明書(継続検査用)の有効期限も10月30日まで延長して取り扱いますので、平成23年5月30日有効期限の納税証明書は引き続き大切に保管してください。また、身体障害者などの減免申

平成23年度町税に関する納期限

	町県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収)
6月				平成22年度第9期 (6月30日まで)
7月	◎第1期 (8月1日まで)			◎第1期 (8月1日まで)
8月		◎第1期 (8月31日まで)	◎全期 (10月31日まで)	第2期 (8月31日まで)
9月	第2期 (9月30日まで)			第3期 (9月30日まで)
10月		第2期 (10月31日まで)		第4期 (10月31日まで)
11月	第3期 (11月30日まで)			第5期 (11月30日まで)
12月		第3期 (1月4日まで)		第6期 (1月4日まで)
1月	第4期 (1月31日まで)			第7期 (1月31日まで)
2月		第4期 (2月29日まで)		第8期 (2月29日まで)
3月				第9期 (4月2日まで)

※◎印は納税通知書の発送月です。該当月の15日ごろの発送となります。

■所得証明書の発行について

平成23年度所得証明書は、平成23年7月15日以降の発行となります。

■町税の減免について

被害にあわれた方の状況に応じて、条例の定めるところにより減免を受けることができます。平成23年8月の納付書発送後から各税の減免申請をまとめて、仮設住宅集会所などで申請の受付を行います。申請には、納付書に同封の申請書用紙に必要事項を記入いただくほか、添付書類や写真などがありますので、日程とあわせて、別途お知らせします。

☎税務納税課 ☎37-1114(内線152)

■土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税者の方が自分の所有する固定資産と他の固定資産を比較するため、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っています。これらの帳簿を縦覧できる方は納税者、納税管理人、納税者の委任状を持参した方などです。ただし、所有している固定資産の課税標準額の合計が免税点未満の方は縦覧できません。

○縦覧期間および時間
・7月15日(金)～8月31日(水)
(土・日・祝日を除く)、
8時30分～17時

○縦覧場所
税務納税課(役場庁舎1階)
持ち物
1 縦覧する方が固定資産税の納税義務者であることを確認できる身分証明書(運転免許証等)

○縦覧する方が固定資産税の納税義務者であること
確認できる身分証明書(運転免許証等)

☎37-1114
(内線153・154)

■固定資産台帳の閲覧
固定資産の所有者は、固定資産台帳を閲覧して自分の課税内容を確認できます。平成23年度固定資産台帳は次のとおり閲覧できます。

○閲覧期間および時間
・7月15日(金)～8月31日(水)
(土・日・祝日を除く)、
8時30分～17時

○閲覧場所
税務納税課(役場庁舎1階)
持ち物
1 閲覧する方が固定資産税の納税義務者であることを確認できる身分証明書(運転免許証等)

2 印鑑
3 代理の方は委任状および身分証明書(運転免許証等)

☎37-1114
(内線153・154)

縦覧帳簿の縦覧および固定資産台帳の閲覧

このたびの東日本大震災により、平成23年度土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間と固定資産課税台帳の閲覧期間を延長していましたが、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

■ 国税

◇所得税の軽減または免除

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。所得税法に定める雑損控除または災害減免法に定める税金の軽減・免除を受けるためには、すでに平成22年分の確定申告を行っている方は『更正の請求』、それ以外の方は『確定申告』を行ってください。

手続きに必要な書類は、①被害を受けた資産、取得時期、取得価額のわかるもの、②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などのわかるもの、③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額のわかるもの、④市町村から交付を受けた『災証明書』、⑤還付金の振り込み先金融機関名および口座番号のわかるものです。また平成22年分の確定申告を行っている方は、その控え、確定申告を行っていない方は、平成22年分の所得金額や所得控除額の分かる書類(例 源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)などが必要です。

なお、津波などで必要な書類がない場合でも手続きはできますので、税務署にご相談ください。

◇源泉所得税の徴収猶予・還付

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方で、上記1の雑損控除の適用を受けようとする方、または住宅や家財の損害の割合が50%以上であり平成23年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成23年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

ただし、平成22年分の所得税で雑損控除を受け、繰り越される雑損失がない方や災害減免法の軽減・免除の適用を受けた方は、この徴収猶予や還付は受けられません。

◇住宅借入金等特別控除の特例(住宅ローン控除の特例)

大震災により住宅借入金等特別控除の適用対象となっていた住宅に居住できなくなった場合でも、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの控除期間について、引き続き適用を受けることができます。また、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けていた方は、引き続き年末調整で住宅借入金等特別控除を受けることができます。

◇財産形成住宅(年金)貯蓄の利子の非課税

大震災により、平成24年3月10日までに勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、税務署長にその旨の確認を受けることで、利子等が非課税となります。

なお、すでに払出しの際に徴収された所得税は、請求により還付を受けることができます。

◇予定納税額の減額

予定納税額の通知を受けた方で、大震災により被害を受けて、平成23年分の申告納税見積額が通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額の減額を受けることができます。予定納税の減額を受ける方は、6月30日の現況によって、平成23年分の所得金額と税額を見積もり、「予定納税の減額申請書」を税務署に提出してください。

◇被災自動車に係る自動車重量税の特例還付および免税

自動車検査証の有効期間内に震災により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局または軽自動車検査協会が自動車の永久抹消登録等を行ったうえで、その窓口に還付申請書を提出することにより自動車重量税の還付を受けることができます。

また、被災自動車の使用者であった方が買い換え車両を取得した場合には、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の免税を受けることができます。

◇印紙税の非課税

被災された方が作成する「消費貸借契約書」(金銭借用証書)、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

震災に関する国税の取扱いについてご質問がありましたら、最寄りの税務署にお電話ください。自動音声の案内に沿って「0番」を選択し、震災に関する手続きのご相談であることをお伝えください。その他の国税の軽減措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

☎仙台南税務署 ☎022-306-8001 <http://www.nta.go.jp>

◇受益者負担金について

1 受益者負担金とは

下水道施設は、整備区域という限られた地域の方(特定受益者)しか利用できず、下水道が整備されていない地域の方との公平性を確保する観点から、便益(生活環境の向上や土地資産価値の増大)を受けることに対して整備事業費の一部を負担していただくものが受益者負担金です。

2 納入者(受益者)は

公共下水道の整備区域内に土地を所有している人が納入者(受益者)となります。

3 負担金と納入方法は

負担金額は、受益地の面積に1㎡当り290円をかけて算出した金額で、負担金額を分割して3年間で納入していただきます。(負担金の納入は1度限りです)

本年度は8月中旬に納付書を送付しますので、取扱金融機関で納入してください。

指定給水装置工事業者及び公認排水設備等工事業者を新たに認定

下記の業者を新たに指定給水装置工事業者と公認排水設備等工事業者として認定しました。今後は、今までの業者に加え、下記の業者においても水道修理や宅内排水設備工事等を行うことができますのでお知らせします。

■指定給水装置工事業者(水道の工事や修理等)

登録番号	業者名	所在地	電話番号	指定月日
70	(有)高橋設備	角田市角田字扇町11-20	0224-62-4519	平成23年5月20日
71	(株)さくら設備	柴田郡大河原町字東442-3	0224-53-2510	平成23年5月20日
72	(株)三成工研	仙台市太白区中田町後河原24-3	022-242-4435	平成23年6月1日
73	都管理(株)	仙台市若林区霞目二丁目20-39	022-781-0231	平成23年6月16日

■公認排水設備等工事業者(下水道の工事や修理等)

登録番号	業者名	所在地	電話番号	指定月日
63	(株)さくら設備	柴田郡大河原町字東442-3	0224-53-2510	平成23年5月20日
64	(有)高橋設備	角田市角田字扇町11-20	0224-62-4519	平成23年6月1日
65	(株)三成工研	仙台市太白区中田町後河原24-3	022-242-4435	平成23年6月1日

※先月の広報やまもと東日本大震災臨時第4号で町内の指定給水装置工事業者をご紹介しましたが、次の業者が未掲載でしたのでお知らせします。

■(有)快適プラン・住設【上水道】 ☎37-1478

水道メーターの交換に伺います

上下水道事業所では、有効期限が近くなったメーターの交換を行っています。交換対象となるお客様には、別途郵便でお知らせします。なお、交換は無料で行うため、交換員が直接金銭を請求することはありません。

交換作業は、約20分程度で7月下旬から12月にかけて行います。その間、一時的に水道が使用できなくなりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひします。

なお、作業完了後は交換終了のお知らせを通知します。

☎ 上下水道事業所 ☎37-1120(内線251)



ご協力をお願いします



上下水道事業所からのお知らせ



下水道供用開始区域が広がります

■小平字南地内で、下水道接続が可能となりました。



印内が供用開始区域です。

◇宅内排水設備工事の申込から使用開始まで

1 公認業者に見積もりを依頼しましょう。

排水設備工事は、町の条例により公認業者でなければ行うことができないため、お客様が山元町公認排水設備等工事業者の中から選択します。(複数の公認業者から見積もりをとって比較することをお勧めします。)詳しくは上下水道事業所へお問い合わせください。

2 業者を決め契約を行いましょ。

必要書類の作成、工事の日程、工事費の支払等についてよく検討した上で契約してください。まとまった資金が手元に無い場合に備え、町では、排水設備工事の資金を無利子で借りられる「融資あっせん制度」をご用意しております。詳しくは上下水道事業所へお問い合わせください。

3 公認業者が代行作成する書類の署名・押印は本人が行いましょう。

依頼した公認業者が、工事に関する書類の作成・手続き等を代行しますが、申請は、本人の義務のため、申請書類の署名・押印は自分で行き、町にいつ提出したか公認業者に確認しましょう。

4 工事の完成検査に合格したら使用できます。

工事終了後、上下水道事業所が完成検査を行います。この検査に合格後、下水道の使用が可能となります。使用料は、水道料金と一緒に請求となりますが、下水道を接続したのに料金があまり変わらないというときには、上下水道事業所へお問い合わせください。

5 下水道で快適な生活をしましょう。

①臭い等がなく、より衛生的になります。

②汲み取りや浄化槽点検等がなく、管理しやすくなります。



休日急患当番医

診療時間 9時～17時

※休日における当番医は、急患患者の医療業務のみを目的として実施していますのでご協力をお願いいたします。なお、休日当番医は変更になることもありますので新聞などで確認のうえ受診してください。

7/17 (日)
◆大友医院ヒロミ小児科(亶理町) ☎34-3204
◆あいタウン歯科クリニック(岩沼市) ☎23-6480

7/18 (月・祝)
◆山形外科医院(亶理町) ☎34-3171
◆那智が丘歯科医院(名取市) ☎022-386-5989
◆高藤歯科医院(岩沼市) ☎22-2666

7/24 (日)
◆菊地内科医院(山元町) ☎37-3300
◆小島歯科医院(岩沼市) ☎22-6480

7/31 (日)
◆板橋胃腸科肛門科(亶理町) ☎34-8911
◆ささき歯科(名取市) ☎022-383-8849
◆山形歯科クリニック(亶理町) ☎34-2133

8/7 (日)
◆柿沼循環器科(亶理町) ☎32-2871
◆大友歯科医院(岩沼市) ☎24-3151

8/13 (土)
◆鈴木歯科医院(名取市) ☎022-383-5711
◆斉藤歯科医院(亶理町) ☎34-8241

8/14 (日)
◆高橋内科乳腺クリニック(亶理町) ☎33-1121
◆松ヶ丘歯科医院(岩沼市) ☎24-3788

注)疾患や年齢等によっては対応できない場合もありますのでご了承願います。



水没車両の廃車・重量税の還付手続きの予約受付
相談日時 7月21日(木) 10時～16時
相談場所 中央公民館ロビー
予約開始日時 7月12日(火) 10時～
※受付については、事務処理の関係上、予定数に達ししだい締め切ります。
予約受付・問い合わせ先

○坂元中学校吹奏楽部と2、3曲合同演奏する予定です。
○プログラムは未定
その他
会場 坂元中学校体育館
料金 無料
日時 7月27日(水) 13時30分～15時
環境部門は多賀城市の県多賀城分庁舎(旧仙台東土木事務所・多賀城市鶴ヶ谷1-4-1)、保健福祉部門は仙台市の県仙台合同庁舎(青葉区堤通雨宮町4-17)に移転します。ご来所の際はご注意ください。
☎022-2136315502

上級救命講習会 受講者募集

☎022-2136315502
問 仙台保健福祉事務所



問:問い合わせ先 日:申し込み先

震災復興支援コンサートを開催します!
NHK交響楽団メンバーによる金管五重奏コンサートです。参加者が楽しめるようなファミリーコンサートとなっておりますので、多数のご参加をお待ちしています。
日時 7月27日(水) 13時30分～15時
会場 坂元中学校体育館
料金 無料

仙台保健福祉事務所 仮移転のお知らせ
塩釜市北浜4丁目の仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)は建物の改修工事のため、7月11日(月)から当分の間、2カ所に分かれ業務を行います。
環境部門は多賀城市の県多賀城分庁舎(旧仙台東土木事務所・多賀城市鶴ヶ谷1-4-1)、保健福祉部門は仙台市の県仙台合同庁舎(青葉区堤通雨宮町4-17)に移転します。ご来所の際はご注意ください。
問 仙台保健福祉事務所
☎022-2136315502

日 時 8月6日(土) 9時～17時30分
場所 亶理消防署会議室
定員 先着20人
受講料 無料
内容 心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)使用方法・傷病者の管理・搬送方法・外傷の手当・止血法など
※再受講の方は、申し込み締め切り 7月31日(日)

日 時 7月17日(日)、8月7日(日)
受付 8時30分～9時30分、13時～14時
問 仙台南運転免許センター
☎0224-530111
時にお知らせください。
問 亶理消防署救急係
☎34-11155(内線27)



水道休日当番

7/17 (日) ◆(株)松村工業所 ☎38-0558
7/24 (日) ◆(株)山村設備 ☎38-0150
7/31 (日) ◆(株)阿部ホームサービス ☎37-3469
8/7 (日) ◆(有)伊藤設備工業所 ☎37-2108
8/14 (日) ◆木村工事(株) ☎37-2853
複数の修理が入っている場合はすぐに対応できないことがありますので、ご了承願います。
問 上下水道事業所 施設班
☎37-1120(内線253)

編集・発行/山元町役場総務課
〒989-2292 宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山32 ☎0223-37-1111
ホームページアドレス <http://www.town.yamamoto.miyagi.jp>
携帯サイトアドレス <http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/k>
eメールアドレス info@town.yamamoto.miyagi.jp



QRコード読みとり機能付きのカメラ付携帯電話で左記のコードを読みとると簡単にサイトにアクセスできます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。